

地方譲与税の概要

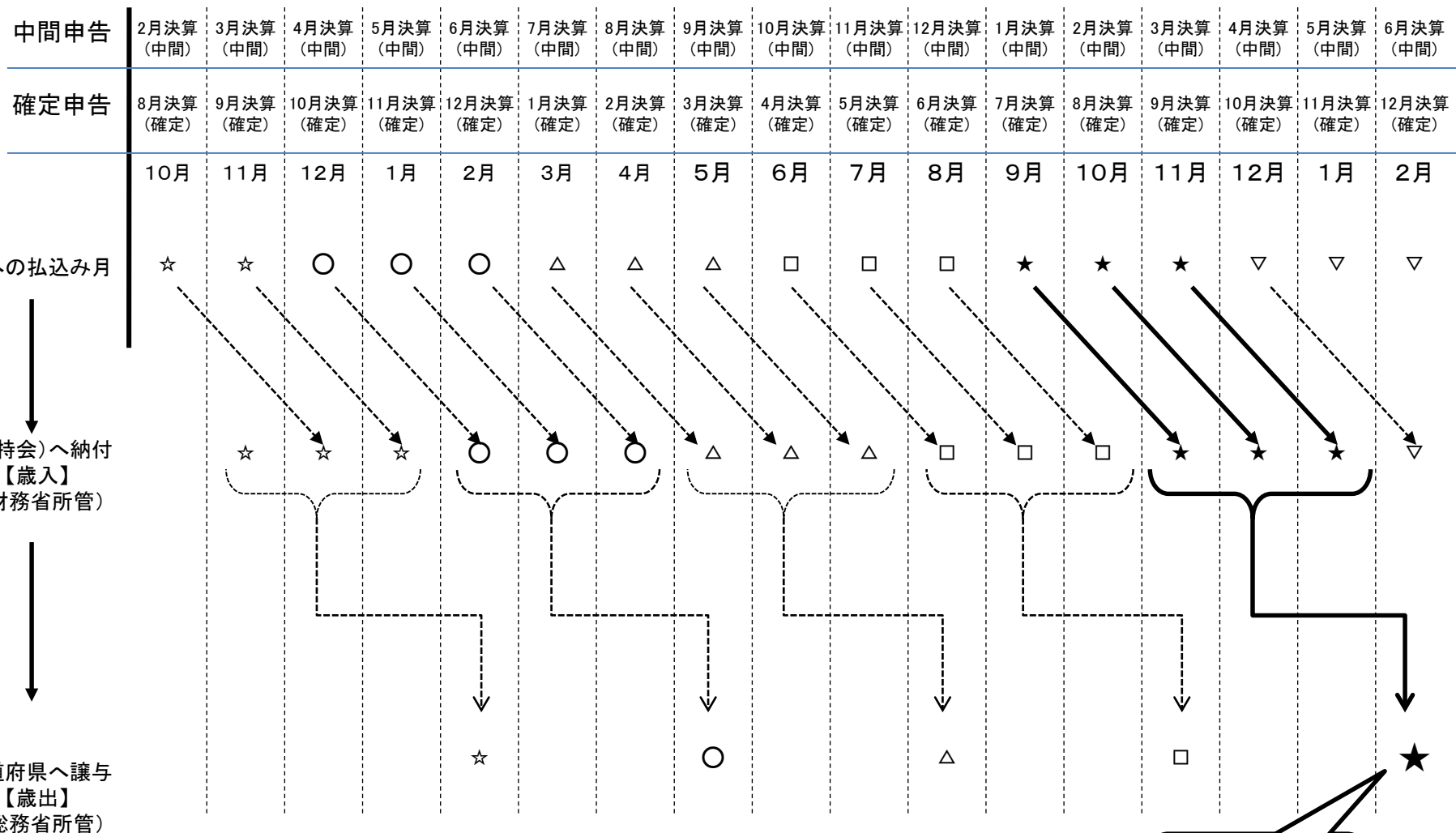
譲与税目	地方揮発油譲与税※ ¹	石油ガス譲与税	自動車重量譲与税	航空機燃料譲与税	特別とん譲与税	地方法人特別譲与税
譲与総額	地方揮発油税収入額の全額	石油ガス税収入額の 1 / 2	自動車重量税収入額の 1 / 3 〔当分の間、 1/3 → 407/1,000 に引上げ〕	航空機燃料税収入額の 2 / 1 3 〔平成 23～31 年度の間、 2/13 → 2/9 に引上げ〕	特別とん税収入額の全額	地方法人特別税収入額の 全額
課税標準 及び税率等	製造場からの移出又は保税地 域からの揮発油引取数量 揮発油に係る税 53,800円/kℓ 〔揮発油税 48,600円/kℓ 地方揮発油税 5,200円/kℓ (租特法88条の8)	石油ガス充てん場からの移出 又は保税地域からの引取重量 17.50円/kg	自動車検査証を受ける車、車 両番号の指定を受ける軽自動 車 例) 乗用自動車自家用 (3 年) 12,300円/自重0.5ト	航空機に積み込まれた航空機 燃料の数量 26,000円/kℓ 〔平成 23～31 年度の間、 26,000 円/kℓ → 18,000 円/kℓ (租特法90条の8)〕	開港へ入港する外国貿易船の 純トン数 入港ごとに納付する場合 20円/トン 開港ごとに 1 年分一時納 付する場合 60円/トン	基準法人所得割額 付加価値割額・資本割額及び 所得割額によって課税される 法人 税率 414.2% 所得割額によって課税される 法人 税率 43.2% 基準法人収入割額 収入割額によって課税される 法人 税率 43.2%
譲与団体	都道府県・市町村 (特別区含む)	都道府県・指定都市	市町村 (特別区含む)	空港関係市町村(特別区含む) 空港関係都道府県	開港所在市町村 (都を含む)	都道府県
譲与基準	○都道府県・指定都市(58/100) 1 / 2 一般国道・高速自動車 国道・都道府県道の延 長 1 / 2 一般国道・高速自動車 国道・都道府県道の面 積 ○市町村 (42/100) 1 / 2 市町村道の延長 1 / 2 市町村道の面積	1 / 2 一般国道・高速自動車 国道・都道府県道の延 長 1 / 2 一般国道・高速自動車 国道・都道府県道の面 積	1 / 2 市町村道の延長 1 / 2 市町村道の面積	○市町村 (4/5) 1 / 2 着陸料収入額 1 / 2 騒音世帯数 ○都道府県 (1/5) 市町村の譲与基準により算 定した額	開港への入港に係る特別 とん税の収入額に相当する額	1 / 2 人口 1 / 2 従業者数 譲与額は、譲与総額から財源超 過団体の財源超過団体調整額を 控除した額を上記基準によりあ ん分した額の合算額 (財源超過団体にあつては、当該 合算額に個別財源超過団体調整 額を加算した額)
譲与基準 の補正	人口、道路の種類・幅員等によ る補正(昼間人口が多い団 体は別途補正)	普通交付税算定に用いる 道路橋りょう費の測定単位当 たりの補正率による補正	人口、道路の幅員等による補 正(昼間人口が多い団体は別 途補正)	着陸料の収入額、空港の管理 の態様、空港の所在、騒音の 程度等による補正	なし	なし
使 途	条件・制限なし (地方道路譲与税は道路費用)	条件・制限なし	条件・制限なし	騒音による障害防止・ 空港対策等に関する費用	条件・制限なし	条件・制限なし
譲与時期	6・11・3月	6・11・3月	6・11・3月	9・3月	9・3月	5・8・11・2月
平成29年度譲与実績額	2, 5 8 4 億円	8 4 億円	2, 6 6 0 億円	1 4 9 億円	1 2 4 億円	1 8, 4 5 2 億円
平成30年度地財計画額	2, 5 1 4 億円	8 0 億円	2, 6 7 5 億円	1 4 9 億円	1 2 5 億円	2 0, 2 1 1 億円

※1 地方揮発油譲与税には地方道路譲与税を含む。また、地方交付税の財源超過団体については、地方揮発油譲与税(都道府県・指定都市分)の譲与額の一定割合(前年度の普通交付税の収入超過額の10分の2と当該団体の譲与額の3分の2のいずれか少ない額)を制限する制度が設けられている。

※2 上記のほか、平成31年度税制改正において、新たに森林環境譲与税(平成31年度から譲与)及び特別法人事業譲与税(平成32年度から譲与)を創設するとともに、自動車重量譲与税について、自動車重量税の譲与割合を引き上げるとともに、収入額の一部を新たに都道府県に対しても譲与することとされた(平成31年通常国会に関連法案を提出)。

地方法人特別税の都道府県への払込み月と同譲与税の譲与時期について

(イメージ)



今回譲与
(2月期)

地方法人特別税及び地方法人特別譲与税の概要

税制の抜本的な改革において偏在性の小さい地方税体系の構築が行われるまでの間の措置として
地域間の税源偏在を是正するための制度として導入 ※平成20年10月1日以後に開始する事業年度から適用

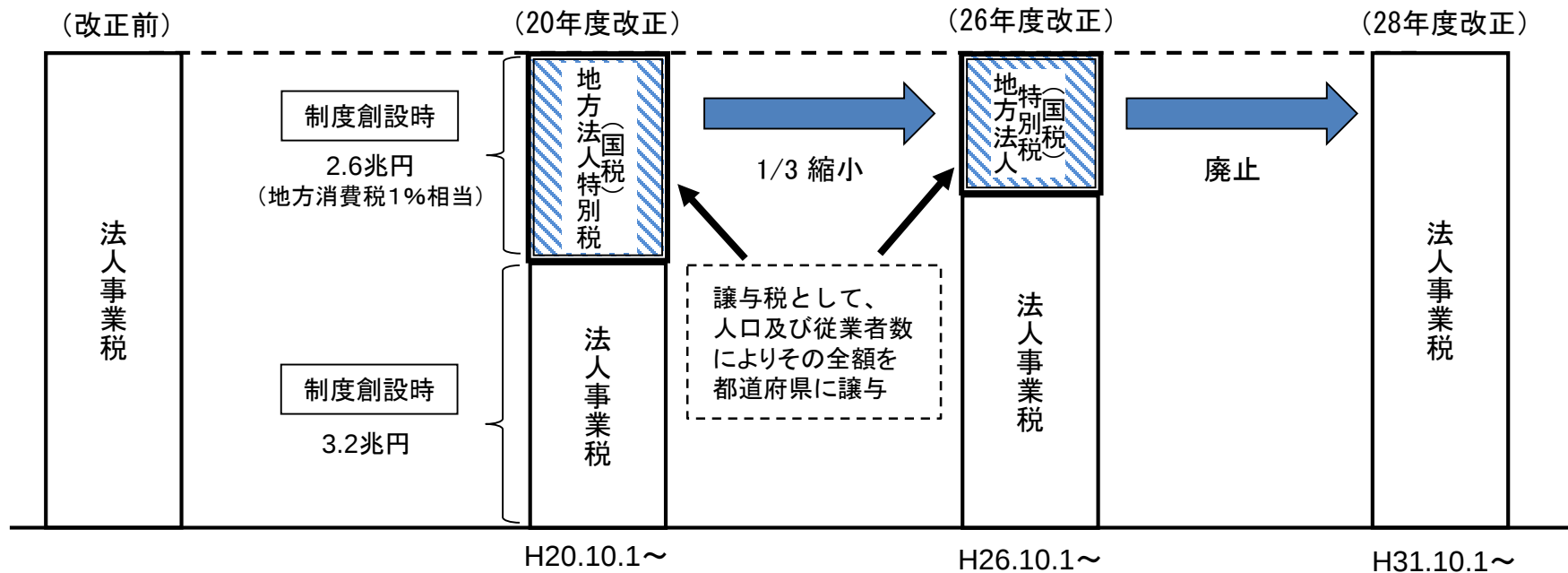


平成26年度改正 地方法人特別税の規模を1/3縮小し、法人事業税に復元

※平成26年10月1日以後に開始する事業年度から適用

平成28年度改正 地方法人特別税を廃止し、法人事業税に復元

※平成31年10月1日以後に開始する事業年度から適用



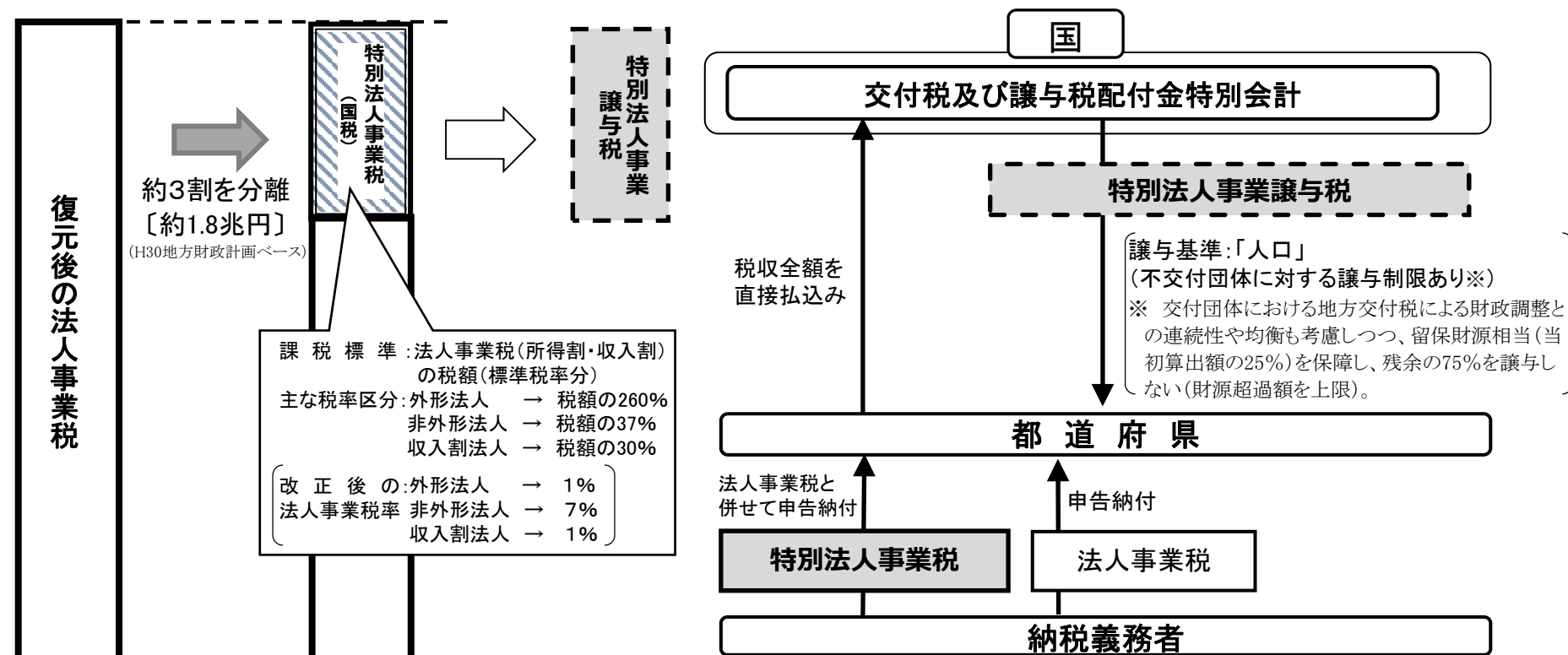
地方法人特別税等に関する暫定措置法(抄)

第一条 この法律は、税制の抜本的な改革において偏在性の小さい地方税体系の構築が行われるまでの間の措置として、法人の事業税(地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の規定により法人の行う事業に対して課する事業税をいう。以下同じ。)の税率の引下げを行うとともに、地方法人特別税を創設し、その収入額に相当する額を地方法人特別譲与税として都道府県に対して譲与するために必要な事項を定めるものとする。

地方法人課税における新たな偏在是正措置(案)

- 地域間の財政力格差の拡大、経済社会構造の変化等を踏まえ、県内総生産の分布状況と比較して大都市に税収が集中する構造的な課題に対処し、都市と地方が支え合い、共に持続可能な形で発展するため、特別法人事業税及び特別法人事業譲与税を創設する。

<特別法人事業税及び特別法人事業譲与税の仕組み>



<その他関連する事項>

- 都道府県の財政運営に支障が生じないよう、新たな偏在是正措置により減収が生じる場合に、地方債の発行を可能とする措置を講じる。
 - 経済社会情勢の変化に対応できるよう、法の施行後における検討に係る規定を設ける。
 - 平成32年2月以降に都道府県から国に払い込まれた地方法人特別税の収入額を、特別法人事業税の収入額とみなす等の所要の措置を講じる。
- ※ 新たな偏在是正措置により生じる財源は、地方が偏在是正の効果を実感できるよう、必要な歳出を地方財政計画に計上するなど、その全額を地方のために活用する。